

令和 2 年 2 月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和2年2月

新旧対照表

○議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係）

新	日
かづさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成31年3月25日 条例第18号 (趣旨)	かづさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成31年3月25日 条例第18号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を定めるものとする。 (報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略

新旧対照表

○議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）

新	旧
かづさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 例 平成31年3月25日 条例第23号 (趣旨)	かづさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 例 平成31年3月25日 条例第23号 (趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関する事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関する事項を定めるものとする。
(減給) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料 <u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬）</u> の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料 <u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬）</u> の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

新旧対照表

○議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第3条関係）

新	旧
<p>かづさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例 平成31年3月25日 条例第26号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略 (1)・(2) 略 (3) かづさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例（平成31年かづさ水道広域連合企業団条例第19号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 イ 任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に達する日（第3条の2第3号及び第3条の3において「1歳6月到達日」という。）（第3条の3の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了する」と及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して広域連合企業長が定める非常勤職員</p>	<p>かづさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例 平成31年3月25日 条例第26号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略 (1)・(2) 略</p>

イ 第3条の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（法第2条第1項の条例で定める者）

第3条 略

（法第2条第1項の条例で定める者）

第3条 略

（法第2条第1項の条例で定める目）

第3条の2 法第2条第1項の条例で定める目は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいづれかの日ににおいて当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条第1号にお

いて「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

であつて、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1

歳 6月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該未日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該未日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
イ 当該子の1歳到達日の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の3 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいづれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日ににおいて育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子

<p>の 1歳 6月到達日において地方等育児休業をしている場合</p>	<p>(2) 当該子の 1歳 6月到達日の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企 業長が定める場合に該当する場合</p>	<p>(法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第 7 条に規定する事由に該当したこと により当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承 認に係る子（法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。第 10 条第 1 号 を除き、以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定す る保育所、就学前の子どもにもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定 する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的 保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望 し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことその他 の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたこ とににより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければそ の養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</u></p> <p>(7) 第 3 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 3 条の 3 の</p>
-------------------------------------	--	---

規定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい
る非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新
され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに
伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児
休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

- 第 6 条 法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又
は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る
子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてい
るが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長
の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、當
該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなけれ
ばその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

- 第 6 条 法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又
は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る
子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてい
るが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長
の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、當
該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなけれ
ばその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場
合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 略

(1)～(6) 略

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場
合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 略

(1)～(6) 略

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつたことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

新旧対照表

○議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第4条関係）

新	旧
<p>かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>平成31年3月25日 条例第27号</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 略 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の 例により実施機関が広域連合企業長と協議して定める額</p>	<p>かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>平成31年3月25日 条例第27号</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 略 (1)～(5) 略</p>

新旧対照表

○議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第5条関係）

新	旧
かづさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	かづさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
平成31年3月25日 条例第29号 (給与の種類)	平成31年3月25日 条例第29号 (給与の種類)
第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職を占めるもの（以下「第2号会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第20条の地方公共団体の職員を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員（第20条の地方公共団体の職員を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 略	2・3 略
(期末手当)	(期末手当)
第16条 期末手当は、6月1日又は12月1日（以下これら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第2号会計年度任用職員にあっては、任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。）に対して、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。	第16条 期末手当は、6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第2号会計年度任用職員にあっては、任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。）に対して、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。

<p>(退職手当)</p> <p><u>第 19 条 職員（第 2 号会計年度任用職員を除く。）が勤続期間 6 月以上で退職した場合又は勤続期間 6 月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第 2 号会計年度任用職員のうち、當時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく管理制度により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き継いで 6 月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、この規定を適用する。</u></p> <p><u>3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第 29 条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 11 条の規定に該当し退職させられた者</p> <p><u>4 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、広域連合企業長が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。</u></p>	<p>(退職手当)</p> <p><u>第 19 条 職員が勤続期間 6 月以上で退職した場合又は勤続期間 6 月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第 2 号会計年度任用職員のうち、當時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく管理制度により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き継いで 6 月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、この規定を適用する。</u></p> <p><u>3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第 29 条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 11 条の規定に該当し退職させられた者</p> <p><u>3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、広域連合企業長が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。</u></p>
--	---

<p><u>5 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に該当する場合における同条の規定による給付は、第1項の規定による退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の規定による退職手当の額が同条の規定による給付の額に満たないときは、退職手当を支給する。</u></p>	<p><u>4 職員の退職が労働基準法（昭和2年法律第49号）第20条の規定に該当する場合における同条の規定による給付は、第1項の規定による退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の規定による退職手当の額が同条の規定による給付の額に満たないときは、退職手当を支給する。</u></p>
<p><u>6 勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として広域連合企業長が定める者にあっては、6月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。<u>第2号会計年度任用職員にあっては、第2項の規定が適用される者に限る。</u>）が退職の日後失業している場合において、その者に同法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による基本手当の額に達する退職手当の支給を受けないときは、退職手当を支給する。</u></p>	<p><u>5 勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として広域連合企業長が定める者にあっては、6月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）が退職の日後失業している場合において、その者に同法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による基本手当の額に達する退職手当の支給を受けないときは、退職手当を支給する。</u></p>
<p><u>7 勤続期間6月以上で退職した職員（第2号会計年度任用職員にあっては、第2項の規定が適用される者に限る。）が退職の日後失業している場合において、その者に雇用保険法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による高年齢求職者給付金又は特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けないときは、退職手当を支給する。</u></p>	<p><u>6 勤続期間6月以上で退職した者が退職の日後失業している場合において、その者に雇用保険法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による高年齢求職者給付金又は特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けないときは、退職手当を支給する。</u></p>
<p><u>8 前2項に定めるもののはか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で広域連合企業長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を、同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p>	<p><u>7 前2項に定めるもののはか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で広域連合企業長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を、同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p>

(給与の減額)

(給与の減額)

<p><u>第21条 職員</u>（第2号会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他の勤務しないことにつき特に広域連合企業長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について は、<u>広域連合企業長が定める。</u></p>	<p>第21条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に広域連合企業長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について は、<u>広域連合企業長が定める。</u></p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（第1号会計年度任用職員の給与）</p> <p>第23条の2 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職を占めるもの（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。</p> <p>2 第1号会計年度任用職員に支給する報酬の額は、職員の給与との権衡を考慮し、<u>広域連合企業長が定める。</u></p> <p>3 第1号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（1週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職（死亡による退職を含む。）した第1号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第1号会計年</p>
--	---

<p><u>度任用職員を除く。)についても、同様とする。</u></p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p><u>第24条 企業職員で職員及び第1号会計年度任用職員以外のものについては、職員の給与との権衡については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p><u>第24条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><u>第25条 略</u></p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><u>第25条 略</u></p>
<p><u>2 第6条、第8条及び第17条の規定は、第2号会計年度任用職員には適用しない。</u></p>	<p><u>2 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>
<p><u>3 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p><u>3 第4条から第6条まで、第8条、第11条、第12条第2項、第13条及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p>

○議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新		旧	
かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号		かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例 平成31年3月25日 条例第32号	
別表第3 (第32条第1項)		別表第3 (第32条第1項)	
区分	徴収時期	区分	徴収時期
給水工事申請手数料	工事着手前	給水工事申請手数料	工事着手前
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際
指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき	申請の際	水道の使用を開始するとき	別に定める期日
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	水道の使用を中止するとき	別に定める期日
水道の使用を中止するとき			

○議案第3号 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度決算（収益的収入及び支出）

（単位：円）

団体名	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	4市合計	君津広域水道企業団 総合計
水道事業収益	4,215,084,710	2,558,672,402	2,690,767,699	2,092,105,668	11,556,630,479	6,803,201,993
営業収益	3,881,082,195	2,346,359,356	1,398,810,778	1,550,988,004	9,177,240,333	6,420,523,770
営業外収益	334,002,515	212,007,046	1,291,956,921	541,117,664	2,379,084,146	378,931,798
特別利益	0	306,000	0	0	306,000	3,746,425
水道事業費用	3,802,507,421	2,340,922,963	4,028,307,807	2,165,333,853	12,337,072,044	5,573,273,169
営業費用	3,659,993,232	2,119,979,078	1,492,158,714	1,912,082,562	9,184,213,586	5,258,355,349
営業外費用	139,173,893	127,231,840	87,504,956	133,719,621	487,630,310	314,917,820
特別損失	3,340,296	93,712,045	2,448,644,137	119,531,670	2,665,228,148	0
収支差(税込み)	412,577,289	217,749,439	△ 1,337,540,108	△ 73,228,185	△ 780,441,565	1,229,928,824
純損益(税抜き)	Ⓐ 301,721,467	143,713,741	△ 1,365,988,655	△ 89,350,261	△ 1,009,903,708	449,487,259
前年度繰越利益剰余金	Ⓑ 427,389,806	0	2,131,561,311	141,312,801	2,700,263,918	57,777,648
小計 (Ⓐ + Ⓑ) = Ⓒ	729,111,273	143,713,741	765,572,656	51,962,540	1,690,360,210	0
その他未処分利益剰余金	Ⓓ 529,890,996	300,920,265	0	0	830,811,261	2,700,263,918
合計(30年度末処分利益剰余金)	1,259,002,269	444,634,006	765,572,656	51,962,540	2,521,171,471	2,066,047,574
						4,587,219,045

令和元年度処分案

団体名	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	4市合計	君津広域水道企業団 総合計
減債積立金への積立	0	143,713,741	0	0	143,713,741	750,000,000
建設改良積立金への積立	729,111,273	0	0	51,962,540	781,073,813	0
小計	729,111,273	143,713,741	0	51,962,540	924,787,554	781,073,813
資本金への組入	529,890,996	300,920,265	0	0	830,811,261	998,366,218
合計	1,259,002,269	444,634,006	0	51,962,540	1,755,598,815	1,829,177,479
処分後残高(繰越利益剰余金)	0	0	765,572,656	0	765,572,656	3,503,965,033
						317,681,356
						1,083,254,012